

平成 25 年度  
「リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備」  
(研修・教育プログラムの作成)

# 3. 大学と コンプライアンス概論

---

九州大学教授 国際法務室副室長  
ユヌス&椎木ソーシャルビジネス研究センター エグゼクティブ・ディレクター  
岡田 昌治



## 目次

シラバス .....	1
1 コンプライアンス概論 .....	2
1.1 大学と経済社会 .....	2
1.2 リスク・マネジメントの一形態としてのコンプライアンス .....	3
2 大学とコンプライアンス .....	7
2.1 研究コンプライアンス .....	7
2.2 国際的な研究活動における研究コンプライアンス .....	8
2.3 研究コンプライアンス実務において URA に期待される役割 .....	9
参考文献 一覧 .....	11
著者略歴 .....	12

## シラバス

研修科目名	大学とコンプライアンス概論
形式	講義 1 回
目的 及び概要	研究倫理や安全保障輸出管理等の理解が深まるよう、適切な研究推進に求められるコンプライアンス（研究コンプライアンス）の総論を基礎知識として理解する。
キーワード	研究コンプライアンス、ガバナンス、リスク・マネジメント、倫理、法令遵守
計画	
達成目標	研究コンプライアンスの概要を理解する。
教材・資料	
講師プロフィール※	大学におけるコンプライアンス業務の責任者
対象レベル※※	初級
想定される予備知識	大学学士課程修了程度

※ 想定する講師のイメージ、要件

※※ 初級：経験年数 1～5 年\*、中級：5～10 年、上級：10～15 年以上（スキル標準による定義）\*経験年数は、エフォート率 30～50%を想定

# 1 コンプライアンス概論

## 1.1 大学と経済社会

国立大学は、2003年に制定された国立大学法人法の下、国立大学法人の設置する大学として存在する。いわゆる「国立大学法人化」である<sup>1</sup>。明治から大正にかけて近代化を標榜した国策によって整備され始めた国立大学は、同時期に歴史的な偉人らが創設した私塾等の発展型である私立大学<sup>2</sup>とともに、政治、経済、技術等いずれの面からも我が国の土台となってきた。21世紀は「知の時代」と言われ、公立大学を含め、これら大学の果たす役割のより一層の拡充が社会から求められている。その要請に応え個々の大学が創意と工夫を自由に凝らすことで、大学が社会にとってより魅力あるものになるよう、近年、様々な場面で大学改革が唱えられている<sup>3</sup>。

しかし国立大学法人化を含む大学改革は、既存の大学における組織運営において、すべてを好意的に受け止めることはできないかもしれない。適切な組織運営には自己を統治するための制度、いわゆるガバナンスがあって然るべきである。法人組織としての大学の運営にも当然にガバナンスが求められるが、これまでの国立大学は政府の全面的な管理下にあったということもあり、独立した組織としての運営・管理は簡単に実行できるものではない。運営経費を捻出するために大学自身が収入の確保に頭を悩ませなければならないなど、それぞれが魅力ある大学を目指すために「自己責任による活動」が求められているのである。大学としての活動に責任が増すことは、すなわち大学を構成する教員、職員一人一人の責任も重くなっていると換言できるだろう。

---

<sup>1</sup>文部科学省 HP「国立大学法人等」([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/houjin/houjin.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/houjin.htm) (2013年12月確認))、参照。

<sup>2</sup> 国立大学が国立大学法人によって設置されているのと同様に、多くの私立大学は学校法人によって設置されている。また公立大学は公立大学法人等による。

<sup>3</sup> 2012年6月に文部科学省が打ち出した「大学改革実行プラン」には2つの大きな柱があり、一つは「激しく変化する社会における大学の機能の再構築」とし、もう一つに「大学のガバナンスの充実・強化」を定めている。文部科学省 HP「『大学改革実行プラン』について」([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/24/06/1321798.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/06/1321798.htm) (2013年12月確認))、参照。

大学の社会に対する自己責任による活動の一つに、国立大学法人化と同時期に打ち出された施策をもって積極的に推進されている産学官連携活動がある<sup>4</sup>。大学は学内の知的財産を積極的に管理・活用する体制等を構築し、社会（産業界）からの新たな要請に応えられるよう仕組みを整える。大学にとって産学官連携活動の実施は、純粋な学問の追究のみではなく、経済社会での活動が含まれているという認識を付加させることになる。

例えば、大学が持つ特許権等のライセンス活動は、大学の技術を国内外の産業界に展開することで社会発展に寄与すると同時に、その取引過程においてある程度の経済的利益を追求する。民間企業と共同して行う研究活動では、研究費の負担を当該民間企業に求める代わりにそこで創出された成果（新たな技術）について有利な取り扱いを与えるなど、やはり経済的な交渉や取引が伴う。産学官連携活動における大学は、民間企業による新技術の製品化に携わることも含め、多くの場面で経済活動のアクターになっていることを教員、職員ともに自覚することが求められる。

## 1.2 リスク・マネジメントの一形態としてのコンプライアンス

そうした経済活動には、当然ながら相応の「リスク」が伴う。多くの民間企業組織では適切なガバナンスの下でそれをマネジメントしつつ、安全を確保して取引活動等を行う。いわゆるリスク・マネジメントである。

リスク・マネジメントのなかでも「コンプライアンス」は必須のものである。リスク発生による損害を最小限に押さえる「クライシス・マネジメント」に対して、その発生頻度を下げる役割（内部統制）を果たすものであるが<sup>5</sup>、コンプライアンスがなければ適切な経済活動が実施できないばかりか、外部からの信用をことごとく失ってしまう恐れもある。コンプライアンスは日本語で「法令遵守」と

---

<sup>4</sup> ここでの施策は、2003年度から実施された文部科学省による「大学知的財産本部整備事業」を指すが、それ以前にも1980年代から文部省（当時）や通商産業省（当時）より産学官連携にかかる様々な施策が打ち出されている。とくに1990年代半ばの科学技術基本計画策定から1998年のTLO(Technology Licensing Organization)法施行という流れは一つの転換期と捉えることができるだろう。

<sup>5</sup> 笹本雄司郎「コンプライアンス研修改良のためのアプローチ法」『Business Law Journal』2011年1月号（レクシスネクシス・ジャパン株式会社）29-32頁。

訳されることがあるが、定められた法律等法令一般に従うことだけでなく、内部規程や第三者との契約の遵守、社会的規範や倫理（モラル）を守ることもその定義に含まれる<sup>6</sup>。

我が国の産業界では、工作機械不正輸出事件<sup>7</sup>を発端としてコンプライアンスという言葉が米国から持ち込まれ広まったと言われる。その当初は法令遵守の意味に限定されて理解することが一般的であったが、1995年に発覚した大和銀行事件<sup>8</sup>によって産業界は組織や経営に対する意識（倫理）向上が必要であることを認識させられ、米国のコンプライアンスに対する意識が2001年のエンロン事件<sup>9</sup>に

<sup>6</sup> コンプライアンスにより果たす社会的責任を捉えて CSR（企業の社会的責任）という用語が一般的になっているが、大学に対しても USR（大学の社会的責任）という用語が使用されその理解が広まっている。

<sup>7</sup> 東芝機械株式会社は、1982年から翌年にかけて、対共産圏輸出統制委員会（COCOM）の協定により規制されていた工作機械（大型船舶用九軸同時制御プロペラ加工機）を、規制に該当しない二軸制御加工機と偽って通商産業大臣の「非該当証明書」を受け、旧ソ連に不正輸出をした。また1984年にも工作機械の部分品および関連プログラムを商社社員の手荷物として不正に提供している。この事件発覚後も、関係書類の破棄や通産省への虚偽説明等の隠ぺい工作をし、政府の迅速かつ適切な対策を遅らせ米国の不信感を著しく増大させることになった。事件の詳細は、田上博道・森本正崇『輸出管理論—国際安全保障に対応するリスク管理・コンプライアンス—』（信山社、2008年）135-138頁、参照。

<sup>8</sup> 大和銀行（当時）ニューヨーク支店の一行員が1983年に取引による損失の隠ぺいをしたことを発端に、その後12年に渡り不正経理を繰り返し、大和銀行に11億ドルもの巨額損失を与えた。大和銀行は日本政府のみならず米国政府からも厳しく糾弾され、当時の米国刑法犯の罰金としては史上最高額である3億4千万ドルの罰金と国外追放という厳しい処分が下った。事件の詳細は、井上泉「ケーススタディ『大和銀行事件』」（『日本経営倫理学会誌』第5号、日本経営倫理学会、1998年）135-144頁、参照。

<sup>9</sup> エネルギー需要が高まり米国の投資バブルにも支えられて安定した経営を続けていたかに見えたエンロンだが、1990年代から損失隠ぺい等の不正会計やインサイダー取引が行われるようになった。2001年に大手新聞社がそれら疑惑を報じると株価が急落し、同年末には破産宣告を出し倒産した。事件の詳細は、古山英二「エンロン事件—CSR完全欠落の事例研究—」（『日本経営倫理学会誌』第12号、日本経営倫理学会、2005年）5-20頁、参照。

よって変わるよりも先に、法令遵守と経営倫理を組み合わせた言葉という理解が定着した。コンプライアンスは、単純に「既存のルールに従う」という意味だけでなく、とくに大和銀行事件以降の産業界では、CSRに相応しい行動基準の範囲やレベルを自己決定して行う経営活動そのものを指して理解されるようになったのである。

米国の産業界では1960年代から70年代にかけて独占禁止法（Antitrust Law）違反にかかる事件が多く、そのことをきっかけにして多数の企業が率先して自社内での法令遵守と経営倫理の確立に乗り出した。このときに広まったコンプライアンスはあくまでも企業内の法令遵守を指すものとして理解され、「経営倫理（business ethics）」とは別に捉えられていた。米国でこの二つの理解が融合するきっかけとなったのは先に触れたエンロン事件である。マスコミによる報道をきっかけに超優良企業が破綻に追い込まれたこの事件は、米国の産業界を震撼させ、それぞれの企業において自社のコンプライアンス体制を再構築する動きが加速した。その過程において、コンプライアンスは単に法令を遵守することを指すのではなく、倫理的な要素も組み合わせて理解されるべきだという認識が広まったといわれる。

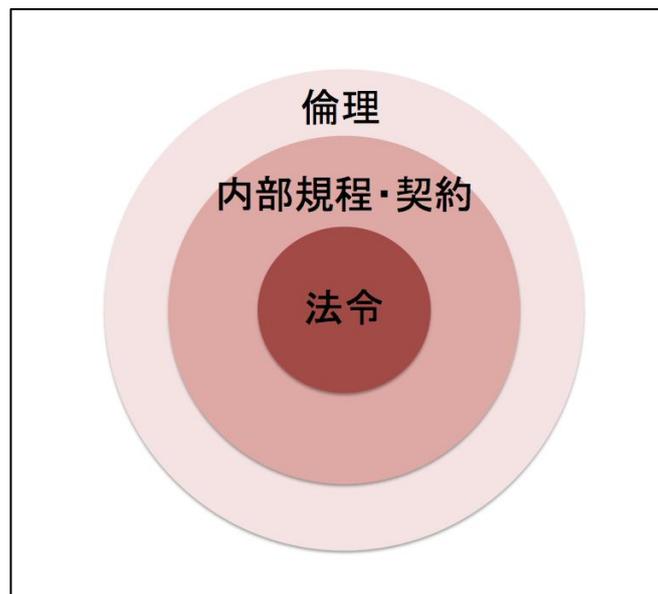


図 1.1 コンプライアンスの範囲

これら歴史的経緯を踏まえて広がってきた日米のコンプライアンスの対象範囲を図で示すと上記（図 1.1）のようになる。法令が遵守すべきものの中心に据えられるのは当然として、その周辺にある内部規程や第三者との契約、また活動における倫理についても積極的に遵守すべき範疇に含まれていることを理解しなければならない。コンプライアンスの対象範囲は、米国では歴史とともに「法令」遵

守から対象が広がっていったが、もともと日本の産業界では「倫理」遵守の意識が強く、諸々の事件により法令遵守、内部統制の重要性が顕在化したと捉えるのが適当である。

## 2 大学とコンプライアンス

### 2.1 研究コンプライアンス

大学においても、個人情報保護、ハラスメント防止等、コンプライアンスの必要性が問われる具体的な事案が増えてきている。それだけでなく、研究費の不正、論文盗用、実験データ捏造等、所属する教員等の研究活動そのものに関係するが故に、大学としての組織的なコンプライアンス機能がうまく作動しなかった案件が社会問題化することもある。とくに後者のように教員等の研究活動に直接関与させるべきものを「研究コンプライアンス (research compliance)」と呼ぶこともある。

米国では、研究コンプライアンスを扱う部門を設置し、教員等が倫理的、法的な安全性を確保しつつ研究を積極的に推進できるよう、それらを一元的に処理できるシステムを持つ大学が増えている。教員等の活動の責任と大学の組織としての責任を一体として管理していることの現れである<sup>10</sup>。さらには、研究コンプライアンスだけでなく、ビジネス取引関連、労働・職場環境関連、知的財産関連、学生・アカデミック関連など扱う分野を特定せず、企業法務部が持つ機能と同じように、大学の法務事項全般を扱う組織を設置している大学も多い<sup>11</sup>。それら大学の法務部と呼ばれる組織には弁護士 (university in-house lawyer) が配属されており、大学が行う活動を法務面から強力にバックアップできる体制を備えている。

日本でも動物実験、遺伝子取り扱い、産学官連携における利益相反等、大学の研究活動において比較的リスクが高いと認識されている場面には、学内委員会等を設置してクライシス・マネジメントやコンプライアンスに対応する例は見られる。しかしこれらを全般的

---

<sup>10</sup> Stanford University - Research Compliance Office (RCO) HP (<http://researchcompliance.stanford.edu/rco/about/index.htm> (2013年12月確認))、九州大学知的財産本部『外国企業等との共同研究等におけるリスクマネジメント—文部科学省平成23年度「大学等産学官連携自立化促進プログラム【機能強化支援型】」国際的な産学官連携推進活動に関する調査・研究報告書』(平成24年3月)、参照。

<sup>11</sup> 例えば、University of Wisconsin-Madison - Office of Legal Affairs HP (<http://legal.wisc.edu/index.htm> (2013年12月確認))、参照。

かつ恒常的に扱う部署を設置している大学は少ない。だが高度化、多様化する大学の研究活動をより適切に推進していくためにも、大学内に研究コンプライアンスを専門とする人材を確保する必要性が認識されつつあり、いくつかの大学ではその対応を URA (University Research Administrator) に求める動きもある。

## 2.2 国際的な研究活動における研究コンプライアンス

大学における研究コンプライアンスも産業界にいうコンプライアンスと同じく、その対象は法令遵守の側面と倫理的な側面の二種類に分類される。大学で行う研究が持つ社会性を捉えると、研究倫理の方がクローズアップされがちであるが、とくに近年、大学の国際化の深化に伴い、大学がこれまで対象として捉えていなかった法令を遵守しなければならないことに気づくことが多い。大和銀行事件がそうであったように、国際的な活動に関するコンプライアンス違反は日本国内で閉じた活動におけるコンプライアンス違反よりも社会に与える影響がはるかに巨大であることを肝に銘じなければならない<sup>12</sup>。すなわち大学も、国際活動を適切に推進するためにより厳しいコンプライアンスが求められることになる。例えば、研究に関する法令遵守に限定してみても、安全保障輸出管理や生物多様性、遺伝子資源等への対応など、適切な国際活動においては国内活動では馴染みのない法令への理解と対応が必要である。

国際的な活動においてこれらへの確実な対応を怠ったことにより生じる違反行為は、当該教員等個人と所属する大学はもとより、我が国の大学界全体が国際的な非難の的になる恐れもある。繰り返しになるが、国際活動の研究コンプライアンス違反は、国内での研究活動におけるそれよりも、さらに大きな影響を及ぼす可能性があることを十分認識しておかなければならない。国内での活動と同じ気持ちで国際活動を捉えるだけでは十分とはいえない。

---

<sup>12</sup> 長谷川は、この大和銀行事件を引き合いにして、「とくにグローバルに広がるリスクを管理する手法が国際法務」であり、国際的な企業活動においては「国際法務を通じたコンプライアンスの実践」が大切であるとする。長谷川俊明『新・法律英語のカギー契約・文書—(全訂版)』(レクシスネクシス・ジャパン株式会社、2009年1月) 3-6頁。

## 2.3 研究コンプライアンス実務において URA に期待される役割

研究コンプライアンスを考える上で URA としてどのような役割を担えばよいだろうか。必然的にリスクが高くなり、URA の積極的な支援が期待される国際活動の研究コンプライアンスに焦点を当てて考えてみる。

まず挙げられるのは、国際的なルール（法令）の理解とその適切な遵守である。もっとも、法令等外部のルールに対するコンプライアンスには、学内で対応する規則や体制が整えられるべきである。もし未構築であったならば、URA が率先して学内関係部署に体制構築を促し、同時に教員等には適切にそれらのルールに従えるよう研究活動を導く。URA は教員等が行う研究活動のある程度俯瞰的に見て、当該研究活動やその周辺に遵守しなければならない国際ルールやそれに準拠した国内法があるかどうかを確認し、もしあればある程度の理解を深める努力が求められる。

外国の教員等と共同して行う研究活動では、法令だけでなく、研究倫理にも精通しておく必要がある。相手方の文化や考え方の違いから生じる相違も、予め予測し理解しておくことが求められる。URA がサポートすべきは大学組織として行う研究活動であり、研究者同士の個人的な信頼関係に依存すべきではない。両組織の思い違いから、教員等が研究活動を実施する過程のどこかで、思いもよらぬトラブルが生じることもある。例えば、研究費の送金費用をどちらが負担するかなど、全体から見れば些細な問題でも、それをきっかけにして研究活動が中止されてしまうこともあり得る。そういったことを未然に防ぐためには、我々からすると常識の範疇に入るような倫理的要素も含めて、お互いに守るべきものを共同研究契約書等に明示的にまとめておくことが望ましい。お互いの倫理観に期待して自発的なコンプライアンスを求めるよりも、適切な契約書を作成してそれに従って行うことが、より適切な研究活動推進につながる。目の前にある研究プロジェクトはもちろん、その後の研究活動にも影響を与えるリスクが発生することを回避するためにも、URA として、契約書締結は必要不可欠であることを教員等に認識させなければならない。研究開始までの手間と時間を惜しんで教員同士の阿吽の呼吸のみを信じることは、当該教員等だけでなく、大学に大きなリスクをもたらすことになるかもしれない。

直接研究者とかかわる機会の多い URA であるならば、大学において研究が安全に実施できるよう、自身に関係する教員等にとって必要なコンプライアンスの情報を提供し続けなければならない。自身が法的な知見を有しているか否かにかかわらず、研究の適正な実施のためにも、これらコンプライアンスに対して率先して理解する

ことが求められる<sup>13</sup>。場合によっては学内の関係部署や大学事務との橋渡しをすることも必要になる。

そのためにはまず、研究にかかわる法令等の情報を確実に取得するための作業をしなくてはならない。多くの場合、政府等から出される法令遵守に関する案内や通知は、大学事務を經由して学内に周知されることになる。それら法令等を内部化して学内規程やガイドライン等に読み替える場合はもちろん、法令そのものを学内の全教職員にメール等で周知する場合であっても、その内容を URA 自身が納得し適確に理解すべく、不明な点は所掌する事務部署に尋ねることが重要である。

そのうえで、研究者が確実に当該研究コンプライアンスに対応できる環境を整える作業を担う。取得した情報を研究者にそのまま伝えるのではなく、当該研究者の活動に当てはめて具体的なアドバイスをすることが望ましい。複数の研究者で構成される研究プロジェクトの運営等にかかわるのであれば、そのプロジェクト実施において求められる研究コンプライアンスに即しているかどうかを確認し、必要に応じて学内の研究コンプライアンスの専門家や学内の法務部門(多くの米国の大学においては法務部門が設置されている一方で、日本ではまだ少数であるが)、外部弁護士等からの意見を取り入れて運営するよう注意を促す。もしもプロジェクト体制が研究コンプライアンスを適確に実施する状態にない場合、プロジェクトの運営枠組みそのものを再構築させること等、抜本的な改革も視野に入れるべきであろう。

研究コンプライアンスでは、マネジメントおよび法令遵守と同程度に、研究倫理の側面を捉えておかななくてはならない。法令に違反していないから問題ないと考えるのではなく、その研究活動がもたらす一般社会への影響等を十分理解する必要がある。それは当該研究者一人の問題ではなく、場合によっては所属する大学全体の社会的評価にもつながる。学内の他の研究者が行う研究活動まで害してしまう恐れもある。研究倫理が具体的にどのようなものを指しているのか、URA 自身もそれぞれの専門分野で十分に理解を深めておかなければならない。

---

<sup>13</sup> 国立大学法人東京大学「平成 24 年度科学技術人材養成等委託事業『リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備(スキル標準の作成)』成果報告書」(2013年5月)、参照。

## 参考文献 一覧

### 引用・参考文献

文部科学省 HP「国立大学法人等」([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/houjin/houjin.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/houjin.htm) (2013年12月確認))

文部科学省 HP「『大学改革実行プラン』について」([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/24/06/1321798.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/06/1321798.htm) (2013年12月確認))

笹本雄司郎「コンプライアンス研修改良のためのアプローチ法」『Business Law Journal』2011年1月号、レクシスネクシス・ジャパン株式会社、29-32頁

田上博道・森本正崇『輸出管理論—国際安全保障に対応するリスク管理・コンプライアンス—』(信山社、2008年)

井上泉「ケーススタディ『大和銀行事件』」(『日本経営倫理学会誌』第5号、日本経営倫理学会、1998年) 135-144頁

古山英二「エンロン事件—CSR 完全欠落の事例研究—」『日本経営倫理学会誌』第12号、日本経営倫理学会、2005年、5-20頁

Stanford University - Research Compliance Office (RCO) HP  
(<http://researchcompliance.stanford.edu/rco/about/index.htm> (2013年12月確認))

九州大学知的財産本部『外国企業等との共同研究等におけるリスクマネジメント—文部科学省平成23年度「大学等産学官連携自立化促進プログラム【機能強化支援型】」国際的な産学官連携推進活動に関する調査・研究報告書』(平成24年3月)

University of Wisconsin-Madison - Office of Legal Affairs HP  
(<http://legal.wisc.edu/index.htm> (2013年12月確認))

長谷川俊明『新・法律英語のカギ—契約・文書—(全訂版)』レクシスネクシス・ジャパン株式会社、2009年1月

国立大学法人東京大学「平成24年度科学技術人材養成等委託事業『リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備(スキル標準の作成)』成果報告書」(2013年5月)

## 著者略歴

岡田 昌治

九州大学教授、国際法務室副室長、ユヌス&椎木ソーシャルビジネス研究センター エグゼクティブ・ディレクター

- 1979年 東京大学法学部卒  
電電公社入社
- 1985年 ワシントン大学（シアトル）経営大学院卒  
経営学修士号（MBA）取得
- 1993年 米国ニューヨーク州弁護士資格取得
- 2001年 NTT退職
- 2002年 九州大学法科大学院准教授
- 2011年 九州大学国際法務室副室長、教授

グラミン雪国まいたけ（ダッカ） 取締役  
Friends of Grameen（パリ） 発起人メンバー  
財団法人グラミン・テクノロジー・ラボ 理事  
Fukuoka International Business Association 理事  
株式会社 福岡キャピタルパートナーズ 社外取締役  
有限責任事業組合 福岡都市成長戦略プロジェクト 社員

1979年電電公社に入社。NTTグループ、特に米国子会社のNTTアメリカ（NY）、インターネット・ビジネスのNTT-Xなどにおいて国際法務を中心に幅広くNTTの国際ビジネスを担当。在米9年のキャリアとインターネット・プロジェクトやベンチャー・インキュベーションの経験は豊富。NTT退職後、2002年10月より九州大学法科大学院にて「契約実務」、「インターネットと法」、「国際企業法務」等の講座を担当するとともに、知的財産本部において産学官連携の推進に携わる。また、2008年より、ノーベル平和賞受賞者のムハマド・ユヌス氏（バングラデッシュ）とソーシャルビジネスの推進のための国内外のプロジェクトを担当する。もともとユヌス氏に近い日本人。

タイトル 文部科学省「リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備」(研修・教育プログラムの作成)  
講義教材「3.大学とコンプライアンス概論」

著者 岡田 昌治

監修 学校法人 早稲田大学

初版 2014年2月28日

本書は文部科学省「リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備」(研修・教育プログラムの作成)事業の成果であり、著作権は文部科学省に帰属します。